

# 地域経済活性化支援機構について

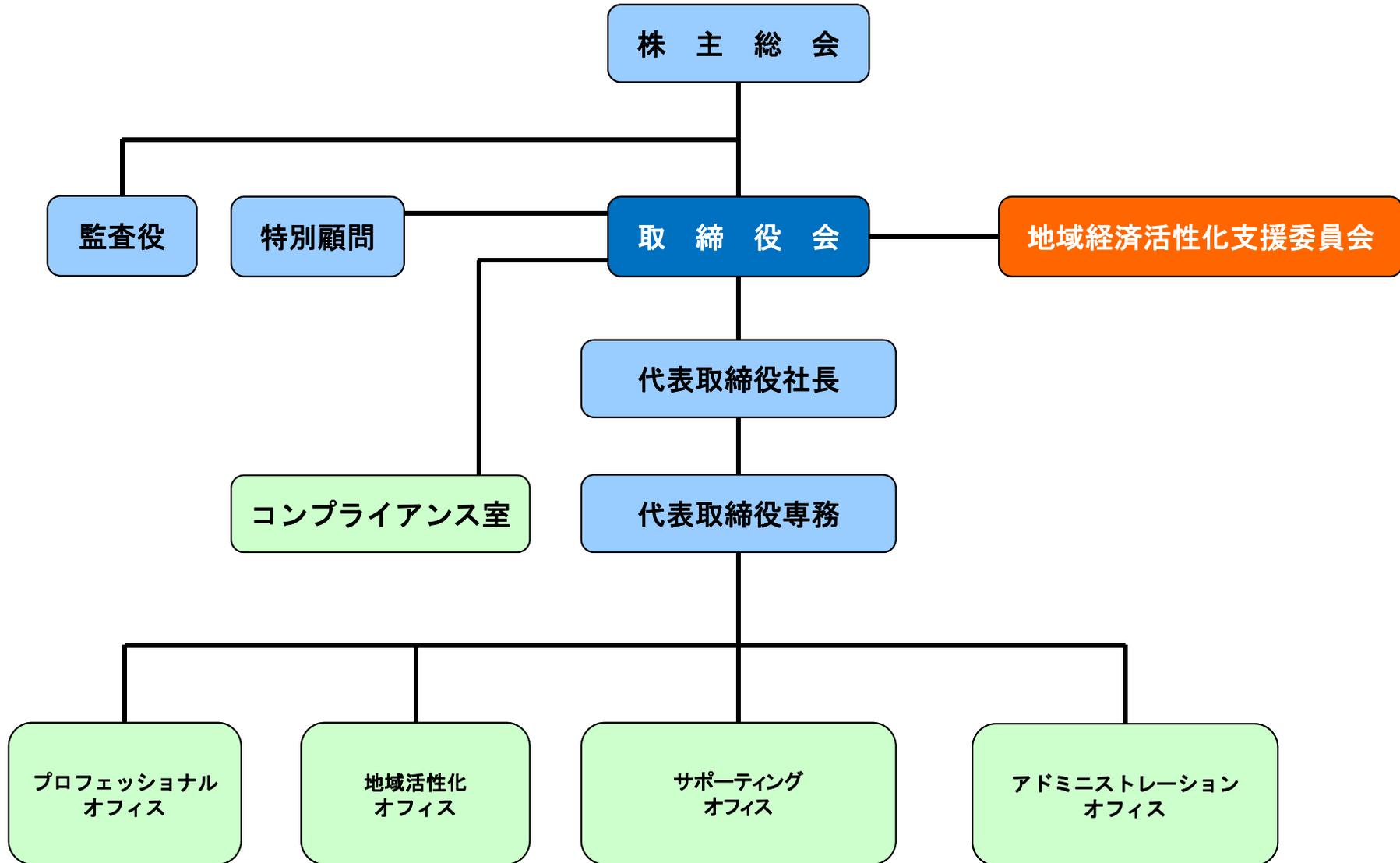
平成25年5月

内閣府地域経済活性化支援機構担当室

# 地域経済活性化支援機構の概要

1. 名称 株式会社地域経済活性化支援機構  
(Regional Economy Vitalization Corporation of Japan; REVIC)
  2. 設立 平成21年10月14日 (株)企業再生支援機構)  
※ 平成25年3月18日に商号変更
  3. 所在地 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階
  4. 資本金 約231億円  
(政府 (財投特会) 100億円  
(一般会計) 30億円※平成24年度補正予算で措置  
民間金融機関 約101億円)
- ※ 平成25年度予算で政府保証枠1兆円を措置

# 地域経済活性化支援機構の組織体制



# 地域経済活性化支援機構の役職員等

(平成25年4月4日時点)

## 地域経済活性化支援機構の役員

- 代表取締役社長 **瀬谷 俊雄** せや としお 東邦銀行相談役、同行元頭取・元会長、福島商工会議所会頭
- 代表取締役専務 **今井 信義** いまい のぶよし 元千葉銀行代表取締役専務執行役員
- 常務取締役 **櫻田 浩一** さくらだ こういち 元ドイツ証券東京支店投資銀行本部マネージング・ディレクター
- 鈴木 学** すずき がく 弁護士、西村あさひ法律事務所パートナー
- 渡邊 准** わたなべ じゅん 企業再生支援機構執行役員  
中小企業経営支援政策推進室長
- 監査役(非常勤) **太田 順司** おおた じゅんじ 新日鐵住金常任顧問、  
日本監査役協会会長
- 高木 剛** たかぎ つよし 日本労働組合総連合会前会長、  
同会顧問
- 増田 宏一** ますだ こういち 公認会計士、  
日本公認会計士協会前会長

(注) 特別顧問

日本商工会議所会頭 **岡村 正** おかむら ただし  
 商工組合中央金庫社長 **関 哲夫** せき てつお

## 地域経済活性化支援委員会の委員

- ・委員長 **松嶋 英機** まつしま ひでき 弁護士、  
西村あさひ法律事務所代表パートナー
- ・委員 **伊藤 眞** いとう まこと 早稲田大学大学院教授、  
東京大学名誉教授
- ・委員 **中村 利雄** なかむら としお 日本商工会議所・東京商工会議所  
専務理事、元中小企業庁長官
- ・委員 **西川 久仁子** にしかわ く に こ 株式会社ファーストスター・  
ヘルスケア代表取締役社長
- ・委員 **瀬谷 俊雄** せや としお 東邦銀行相談役、同行元頭取・  
元会長、福島商工会議所会頭

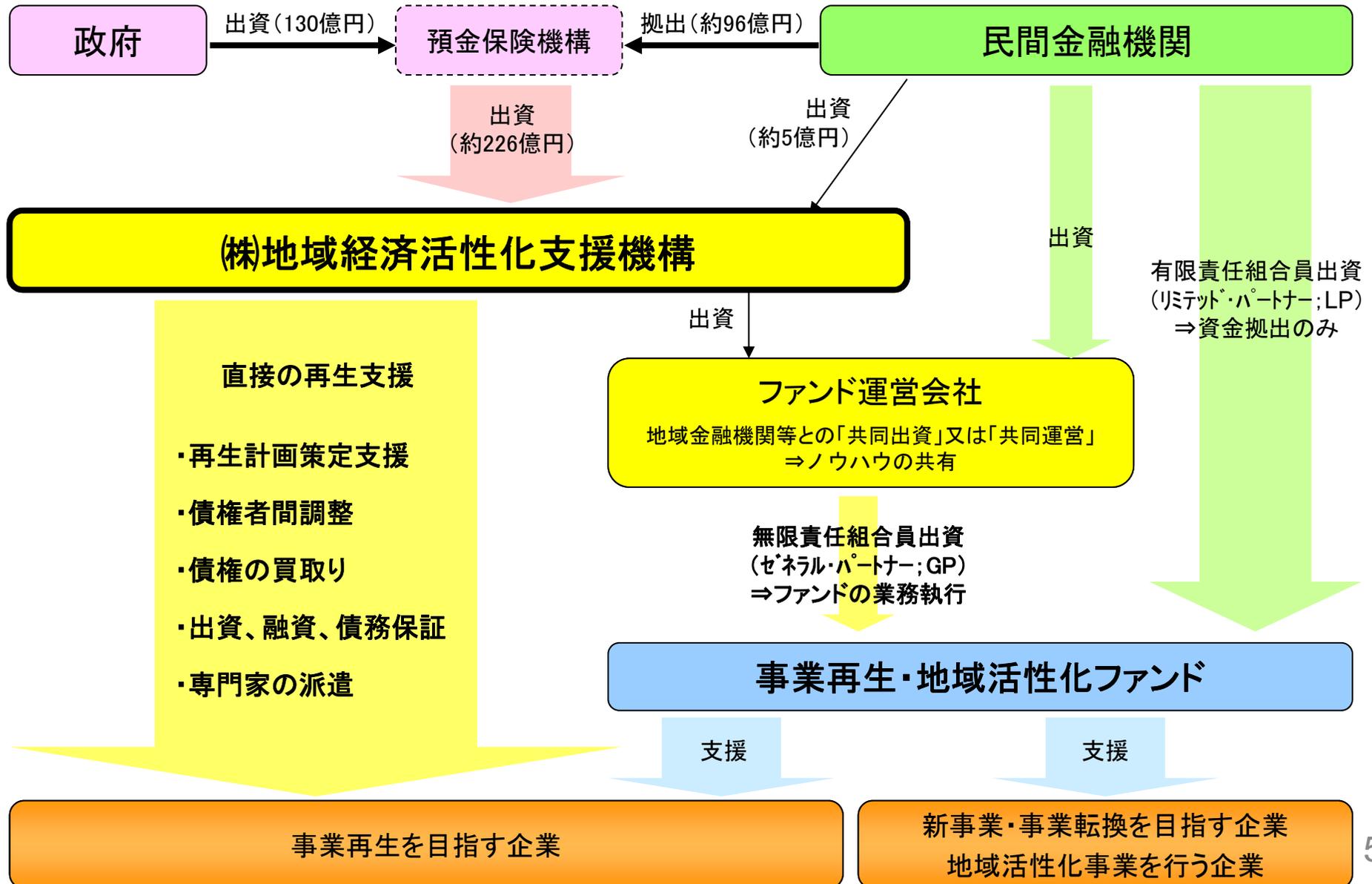
※ 瀬谷氏以外の委員は、機構の社外取締役を兼ねる。

## 役職員 (172名)

### 職員的主要前職

- ・ 弁護士・会計士事務所等 : 27名
- ・ コンサルタント・投資顧問等 : 46名
- ・ 銀行等 : 30名

# 地域経済活性化支援機構の支援スキーム



# ①投資案件の選定・採択のプロセス

## 直接の再生支援業務

- ・ 機構は、事業者から再生支援の申込みを受けたときは、支援基準（P15参照）に従って、再生支援をするかどうかを決定
  - ・ 決定権限は、原則として取締役会にあるが、取締役会の判断により、必要に応じて委員会（社外取締役を中心に構成）に権限委任が可能
- ⇒ 事業者の規模・属性、支援の形態等に応じた柔軟な対応が可能
- ※ 機構が、主務大臣の認定を受けた大企業について、例外的に再生支援を行う場合には、必ず委員会で決定する必要

## ファンド運営業務

- ・ 機構によるファンドへの出資は、無限責任組合員(GP)としての出資に限られ、その額も、民間資金の呼び水となるために必要最小限のものに限定（ファンド総額の1～2%程度を想定）
  - ・ 個々の投資案件については、ファンドの業務執行者となる機構と当該民間事業者が協議の上で選定していくことを想定
- ※ 有限責任組合員(LP)となる地域金融機関等についても、必要に応じ、投資委員会（GPで構成する意思決定機関）へのオブザーバー参加を認める等の柔軟な対応が可能

## ②投資実績とその公開、評価

### 直接の再生支援業務

#### <実績>

- ・旧企業再生支援機構の支援実績は28件（うち中小企業者11件）  
出資総額は3,690億円
- ・地域経済活性化支援機構への改組（平成25年3月18日）後の支援実績は5件  
（但し、出資を伴うものはなし）

#### <公開、評価>

- ・機構は、四半期毎に再生支援決定件数や出資総額等の支援の概要を、事業年度毎に業務の実施状況に関する評価を、それぞれ公表（事業者名は原則非公表で、属性のみ公表）
- ・大企業については、再生支援決定等の都度、事業者名を含む支援の概要を公表。  
個々の支援完了時には、当該支援についての評価を公表

### ファンド運営業務

#### <実績>

- ・業務開始（平成25年3月18日）後、これまでにファンドの組成実績はない  
※ 但し、機構と山口銀行が「事業再生ファンドの設立に向けた協議を開始する」旨、紀陽銀行が「機構の地域活性化ファンドスキームの活用を検討する」旨をそれぞれ公表

#### <公開、評価>

- ・機構は、四半期毎に、業務の概況及び実施状況に関する評価を公表

## 直接の再生支援業務に関する見直しの概要

機構による直接の再生支援業務については、中小企業者にとっての使い勝手の向上を図るため、先般の法改正（平成25年3月18日施行）において、以下の見直しを実施

- ・法改正前には、機構による支援期間は「3年以内」とされていたところ、中小企業の事業再生には足の長い支援が必要となるが、支援期間が短く、ハードルが高いとの指摘

⇒ 国内における実務の標準的な事業再生期間を勘案し、支援期間を「5年以内」へ延長

- ・法改正前には、機構に支援対象事業者の名称の公表が一律に義務付けられていたところ、中小企業においては、名称の公表が風評被害につながるとの懸念から、機構の活用をためらい、機構の利用が進んでいなかったとの指摘

⇒ 支援対象事業者の名称を原則非公表化（大企業は従来どおり公表）

※ 法改正後の支援実績5件のうち4件は、支援対象事業者の同意の下、名称を公表（名称を公表する方が、当該事業者の信用毀損を防ぎ、その再建に資すると判断）

# 旧企業再生支援機構の支援実績

(平成25年3月17日現在)

事業者名	事業内容	支援決定日	機構の出資額	スポンサー
1 日本航空	航空運送	H22.1.19	3,500億円	
2 ウィルコム	電気通信(携帯電話)	H22.3.12	なし	ソフトバンク
○ 3 セノー	スポーツ関連器具製造販売	H22.3.26	4億円	
4 養生院	医療・介護	H22.7.7	なし	
5 全人会	医療・介護	H22.8.24	なし	大和会
6 富士テクニカ	自動車用金型	H22.9.17	53億円	
7 宮津製作所	自動車用金型		なし	
○ 8 会津乗合自動車	地方路線バス	H22.12.2	1億円	
9 岸本医科学研究所	臨床検査	H22.12.9	なし	ビー・エム・エル
○ 10 藤庄印刷	印刷	H23.2.3	0.1億円	
11 大原総合病院	医療・介護	H23.2.10	なし	
○ 12 芝政観光開発	アミューズメント施設運営	H23.3.3	0.1億円	
13 アーク	金型の企画・製作	H23.3.31	90億円	
14 博悠会	医療・介護	H23.3.31	なし	

事業者名	事業内容	支援決定日	機構の出資額	スポンサー
○ 15 ヤマギワ	照明器具製造販売	H23.4.15	5億円	
○ 16 沖創建設	賃貸アパート建設管理	H23.4.28	なし	
○ 17 コロナ工業	アルミ装飾製品製造販売	H23.5.20	8.9億円	伊藤忠プラス チックス
○ 18 ジョイパック	清涼飲料水受託製造	H23.9.29	なし	
○ 19 室崎商店	漁業、冷凍倉庫	H23.9.29	610万円	
20 グランビスタホテル&リゾート	ホテル運営	H23.12.1	28.5億円	
○ 21 ダイマル	水産加工	H23.12.22	0.2億円	吉田産業
○ 22 ヤマニシ	造船	H24.2.9	なし	
23 白銀会	医療・介護	H24.3.22	なし	富山第一銀行
24 恵仁会	医療・介護	H24.3.29	なし	東京都民銀行
25 山本学園	専門学校	H24.3.29	なし	
26 三栄会	医療・介護	H24.4.5	なし	
27 盛全会	医療・介護	H24.4.12	なし	
28 真木会	医療・介護	H24.4.12	なし	

注)○は中小企業。

合計 3,690億円

## 地域経済活性化支援機構の支援実績

(平成25年3月28日現在)

事業者名	事業内容	支援決定日	公表日	スポンサー	
1	紅乙女酒造	焼酎製造・販売	H25.3.21	H25.3.21	ふくや
2	中山製鋼所	鋼材、エンジニアリング、不動産	H25.3.28	H25.3.28	新日鐵住金、日鐵商事、 阪和興業、エア・ウォーター、 大阪瓦斯、大和PIパートナーズ
3	北都	印刷	H25.3.28	H25.3.28	島津印刷
4	マリーナ電子	電子部品受託製造	H25.3.28	H25.3.28	キャノン電子、 茨城いきいき2号(ファンド)
5	A社	—	(非公表)	(非公表)	—

### ③創業・ベンチャー案件への資金供給

- ・ 機構が地域金融機関等と共同で組成する地域活性化ファンドは、新事業・事業転換を目指す企業、地域活性化事業を行う企業を支援対象として想定
- ・ ただし、機構による地域活性化ファンドへの出資は、民間資金の呼び水となるために必要最小限のものに限定（ファンド総額の1～2%程度を想定）
  - ⇒ 機構の主な役割は、資金供給ではなく、ファンドの業務執行者（無限責任組合員(GP)）としての支援ノウハウの提供
  - ⇒ 地域金融機関等とのファンドの共同運営を通じて、当該地域金融機関等による中小企業等に対する支援能力の向上を図ることが目的

(参考) いわゆる「起業支援ファンド」や「中小企業成長支援ファンド」に対する有限責任組合員(LP)としての出資は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っているところ

## ④民間ファンドとの補完関係、効率性

### 直接の再生支援業務

- ・ 支援基準において、「再生支援の実施に当たっては、いわゆるメインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用する」、「機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的な措置である」旨を明記
- ・ その上で、機構に以下の対応を要求
  - ① 出資の要否及びスポンサーへの譲渡の確実性について十分な検討を行うこと
  - ② 支援決定時にスポンサーが決まっていなくても、事業再生計画に対する債権者の同意を得るまでの間に、スポンサーの選定を行うよう努め、出資は、可能な限りスポンサーから行うよう調整すること

### ファンド運営業務

- ・ 支援基準において、機構がファンド運営業務を行うことができるのは、機構が当該業務を行わなければ、地域経済の活性化に資する資金供給を行うために十分な数のファンドが設立されないと見込まれる地域が存在する場合等に限定
- ・ 機構による出資についても、民間資金の呼び水となるために必要最小限のものに限定（ファンド総額の1～2%程度を想定）

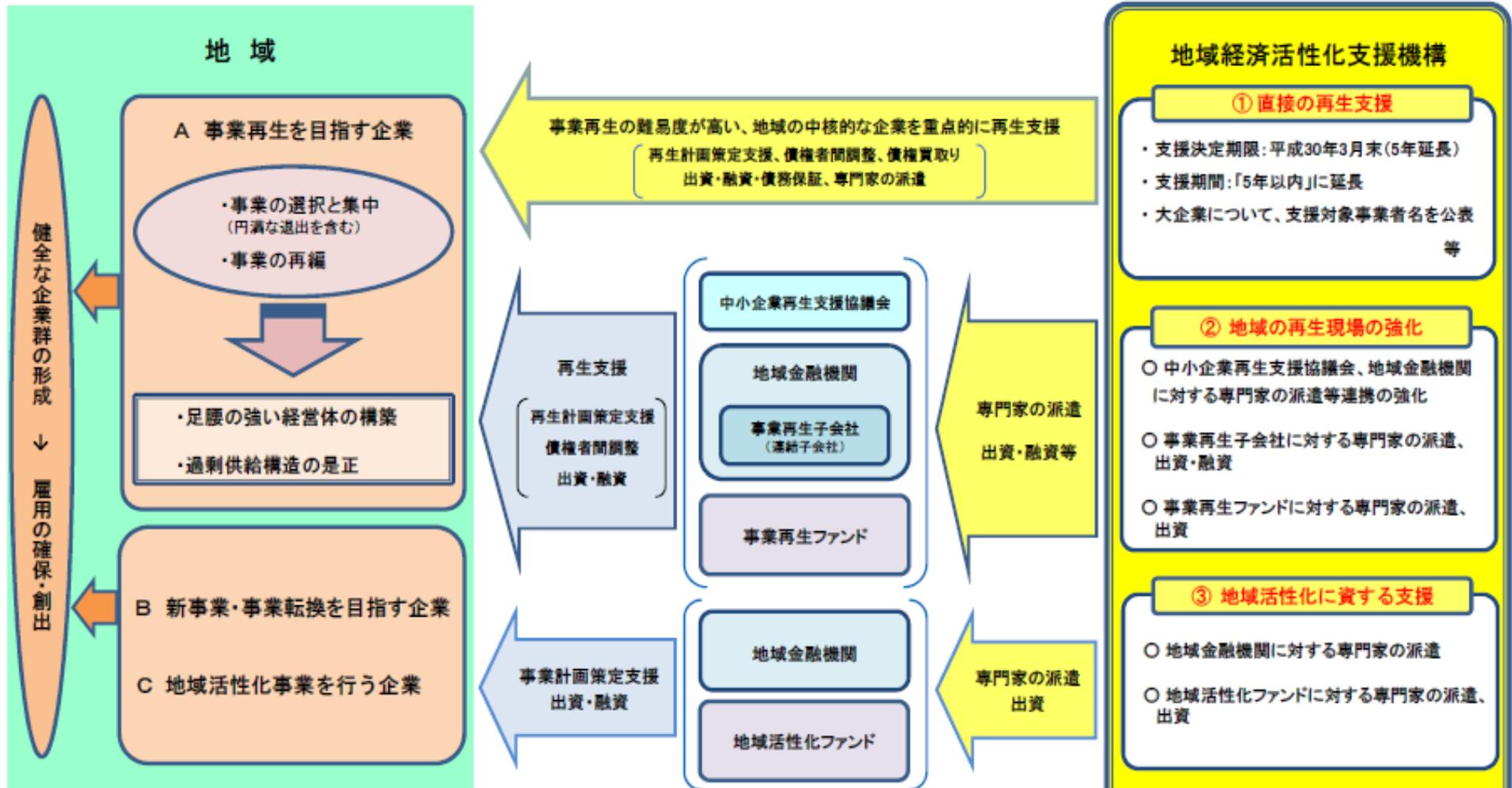
# 參考資料

# 地域経済活性化支援機構法の概要

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

3月18日改正法施行・新業務開始

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。  
 ⇒ 企業再生支援機構の「**地域経済活性化支援機構**」への抜本的改組・機能拡充



※平成24年度補正予算:事業再生ファンド・地域活性化ファンドへの出資に係る経費30億円

# 株式会社地域経済活性化支援機構支援基準①

## 〔再生支援決定基準〕

機構は、再生支援の申込みがあったときに、当該申込みが次の1. から4. までの全てを満たし、事業再生計画の実施を通じた事業の再生が見込まれるものでない限り、再生支援決定をしてはならない。

1. 事業再生が見込まれることを確認するものとして次の(1)から(5)までの全てを満たすこと。

(1)～(3) (略)

(4) 機構が申込事業者に対する債権の買取り、資金の貸付け（社債の引受けを含む。以下同じ。）、債務の保証又は出資（債務の株式化を含む。以下同じ。）を行う場合には、再生支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に、新たなスポンサーの関与等により申込事業者の資金調達（リファイナンス）が可能な状況となる等、申込事業者に係る債権（債務の保証の履行により取得する求償権を含む。）又は株式若しくは持分の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。なお、再生支援の実施に当たっては、いわゆるメインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用するものとする。

(5) 事業再生計画の内容に機構が申込事業者に対して出資をすることが含まれる場合には、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的な措置であることを踏まえ、機構は、その要否及びスポンサーへの譲渡の確実性について十分な検討を行うとともに、再生支援決定時にスポンサーが決まっていない場合でも、事業再生計画に対する債権者の合意を得る段階までの間に、スポンサーの選定を行うよう努め、スポンサーを得た場合は、出資は、可能な限りスポンサーから行うよう調整するものとする。

① 機構が事業再生計画の実行支援を強力に推進する上で、機構による出資が真に必要不可欠であること。

② 機構等が申込事業者に対しその株式又は持分の比率に応じたガバナンス（経営管理）を発揮できる体制を構築すること。

③ 機構からの出資により、メインバンク、スポンサー等からの投融資等を受けることができると見込まれること。

④ 企業価値の向上により、投下資金以上の回収が見込まれること。

2～4. (略) .

# 株式会社地域経済活性化支援機構支援基準②

## 〔特定経営管理決定基準〕

機構は、次の1. から4. までの全てを満たす場合でなければ、特定経営管理決定をしてはならない。

1. 地域の経済金融情勢等に照らし、機構が特定経営管理をしなければ、地域経済の活性化に資する資金供給を行うために十分な数の投資事業有限責任組合が設立されないと見込まれる地域が存在することその他の機構が特定経営管理をする必要があると認められる事情があること。
2. 特定経営管理に係る株式会社及び当該特定経営管理に係る投資事業有限責任組合に対する民間事業者による出資の額の見込みに照らし、機構が行おうとする当該株式会社に対する出資の額が、当該投資事業有限責任組合の設立及びその業務の適切な運営のために必要かつ最小限のものであること。
3. 特定経営管理に係る株式会社に対し、民間事業者から地域経済の活性化に資する資金供給に関する専門的な知識及び経験を有する者が職員として派遣される見込みがあることその他の当該株式会社及び当該特定経営管理に係る投資事業有限責任組合の業務の適切な運営を確保するために必要な人的体制が整備される見込みがあること。
4. 機構の財務の状況に照らし、機構が特定経営管理をしたとしても、当該特定経営管理以外の機構の業務の適切な運営に支障を来すおそれがないと認められること。